

## 魚津市公告第 82 号

### 魚津都市計画地区計画の原案の縦覧

魚津都市計画地区計画の変更をするので、魚津市地区計画等の作成手続きに関する条例（平成 11 年 9 月魚津市条例第 20 号）第 2 条の規定に基づき、その原案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに魚津市長に意見を提出することができる。

令和元年 12 月 6 日

魚津市長 村椿 晃

- 1 地区計画の種類及び名称  
魚津駅東地区地区計画
- 2 地区計画の変更する土地の区域  
魚津市駅前新町、上村木一丁目、北鬼江字大沢、北鬼江字中川原、北鬼江一丁目、吉島字下坪、吉島一丁目、釈迦堂一丁目、新金屋二丁目の各一部  
ただし、別紙図面表示のとおり
- 3 地区計画の変更案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間  
令和元年 12 月 6 日から令和元年 12 月 20 日まで
  - (2) 場所  
魚津市産業建設部都市計画課  
（「別紙図面」は省略し、3 の(2)に掲げる縦覧場所に備えて置いて縦覧に供する。）
- 4 縦覧の時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 5 意見書の提出期間及び場所
  - (1) 期間  
令和元年 12 月 6 日から令和元年 12 月 27 日まで
  - (2) 場所  
魚津市産業建設部都市計画課